

告 示

埼玉県告示第九十号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、令和四年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

令和四年二月一日

埼玉県知事 大野元裕

単位区域	範囲	保安林の種類	面積 (ヘクタール)
入間地区	飯能市、日高市、入間郡越生町、毛呂山町	水源かん養保安林	160.32
		土砂流出防備保安林	101.46
		干害防備保安林	6.54
		保健保安林	8.54
西部地区	入間市大字新光	防風保安林	0.08
武藏地区	入間市大字木蓮寺・大字寺竹	防風保安林	0.20
毛呂山地区	入間郡毛呂山町	防風保安林	0.09
新郷地区	所沢市大字新郷	防風保安林	0.45
狭山地区	狭山市	防風保安林	0.22
鶴ヶ島地区	鶴ヶ島市	防風保安林	0.12
菅谷地区	比企郡嵐山町、ときがわ町、鳩山町	防風保安林	0.48
寄居地区	熊谷市、深谷市、大里郡寄居町	防風保安林	0.64
利根川	本庄市、児玉郡神川町、美里町	水源かん養保安林	44.54
		土砂流出防備保安林	24.70
		干害防備保安林	0.66
荒川下流	深谷市、比企郡嵐山町、小川町、ときがわ町、秩父郡東秩父村、大里郡寄居町	土砂流出防備保安林	49.24
		干害防備保安林	3.48
赤平地区	秩父市吉田石間・吉田阿熊・吉田太田部・上吉田・下吉田・吉田久長、秩父郡長瀬町、皆野町、小鹿野町	水源かん養保安林	125.80
		土砂流出防備保安林	240.91
		干害防備保安林	5.74
		保健保安林	0.12

単位区域	範囲	保安林の種類	面積 (ヘクタール)
荒川	秩父市黒谷・栃谷・大野原・定峰・山田・小柱・太田・伊古田・品沢・大宮・久那・別所・寺尾・蒔田・田村・上影森・下影森・浦山・日野田町・野坂町・熊木町・荒川贊川・荒川白久・荒川日野・荒川上田野・荒川久那・荒川小野原・大滝・三峰・中津川、秩父郡横瀬町	水源かん養保安林	2,005.37
		土砂流出防備保安林	85.40
		干害防備保安林	40.76
		保健保安林	25.76
秩父地区	秩父市中津川、秩父郡小鹿野町	保健保安林	362.14
計			3,293.76